



フェロー制度に関する規程

2024~~2~~年~~5~~月~~31~~~~25~~日 第~~86~~回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、定款第4条(10)に基づき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）の発展に顕著な貢献をした正会員の栄誉を称えるフェローの称号の授与について定めることを目的とする。

(フェローに期待される役割)

第2条 フェローの称号を授与された会員は、本会の指導的会員として、部会活動、支部活動、委員会活動、シンポジウム等の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力し、本会のさらなる発展に貢献されることを強く期待される。

(フェロー候補資格)

第3条 フェローの候補者は、下記のような本会の発展に顕著な貢献をした、10年以上継続の正会員であつてと、する。また、フェロー称号の授与認定後、前条のフェローに期待される役割を果たすことがと見込まれる者であつとすること。

・原子力分野における顕著な学術的、または技術的貢献（国内外の所属組織以外による表彰（日本原子力学会賞を含むなど）の受賞歴者等の学術的・技術的貢献が顕著と認められる業績を有すること）

・本会組織運営への顕著な貢献（本会の役員、支部長、部会長等の経験者など組織運営に長きに渡り、期に亘り深く携わり、組織の維持・発展への貢献が顕著と認められることな貢献をした者）

・その他の本会活動への顕著な貢献（例えば啓蒙活動、国際貢献活動、人材育成、環境修復活動等によって、本会が目指す原子力の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に大きく寄与したと認められること者）

なお、下記条件を満たし、会長が特別に承認した場合は、例外としてフェロー候補として認めるものとする。

- 1) 5年以上継続して正会員であり、
- 2) 原子力に関する専門分野において10年以上の経験を有する。

(フェロー推薦小委員会の設置)

第4条 フェローの候補者を選考するため、フェロー6名で構成するフェロー推薦小委員会（以下、「委員会」という）を設ける。委員の選出に際しては、産官学からの委員の数のバランスを考慮する。

- 2 委員会の委員長と委員は理事会で決定する。

- 3 委員の任期は2年とし再任は妨げない。委員会としての継続性が維持できるよう、経験ある委員が同時期に多数退任することが無いように考慮する。
- 4 フェロー推薦委員長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、最長任期は4年とする。
- 5 必要に応じ委員の中から幹事を選出することができる。幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、最長任期は4年とする。幹事は関東圏の委員から選出するのが好ましい。

(フェロー候補者の選考)

第5条 委員会はフェローの候補者を選考する。フェロー候補者の[選考基準推薦手順](#)および選考方法に関する要領は、委員会が別に定める。

(フェローの認定)

第6条 理事会は、委員会の選考結果報告に基づき、フェローを議決により認定する。

(フェローの返上)

第7条 本人の申し出によりフェローの称号を返上することができる。

(改定)

第8条 本規程の改定は、フェロー推薦小委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 平成16年1月27日 第459回理事会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成19年5月22日 第487回理事会承認

② 平成23年11月29日 第5回理事会承認

③ 平成25年11月26日 第4回理事会承認

④ 平成26年1月30日 第5回理事会承認

⑤ 平成28年4月21日 第10回総務財務委員会起案，平成28年5月24日 第8回理事会承認

⑥ 平成29年1月16日 第2回フェロー推薦小委員会起案，平成29年1月25日 第6回理事会承認

⑦ 2019年10月18日 第1回フェロー推薦小委員会起案，2019年10月25日 第4回理事会承認

⑧ 2022年1月21日 第1回フェロー推薦小委員会起案，2022年1月25日 第6回理事会承認

⑧ 2024年3月15日 第1回フェロー推薦小委員会起案，2024年5月31日 第8回理事会承認

附則

- 1 平成 25 年 11 月 26 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成 26 年 1 月 30 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 3 平成 28 年 5 月 24 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 4 平成 29 年 1 月 25 日承認の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 5 2019 年 10 月 25 日承認の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 6 2022 年 1 月 25 日承認の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 5 2024 年 5 月 31 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。